

福岡県中小企業のM&Aによる事業承継支援補助金交付要綱

令和7年9月25日制定

福岡商工会議所

(通則)

第1条 福岡県中小企業のM&Aによる事業承継支援補助金（以下「県補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、福岡県が定める福岡県中小企業のM&Aによる事業承継支援補助金交付要綱（7中小振第1295号。以下「県要綱」という。）、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）並びにこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「福商」、「センター」、「補助事業者」、「中小企業者等」とは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「福商」とは、福岡商工会議所をいう。
- (2) 「センター」とは、福岡県事業承継・引継ぎ支援センターをいう。
- (3) 「補助事業者」とは、センターの支援を受け、補助対象期間（交付決定日から当該年度の1月末日まで）内にM&Aにより事業譲渡や事業譲受を希望し、第5条第1項に定める「福岡県中小企業のM&Aによる事業承継支援補助金交付申請書」を提出した後、第5条第2項に定める「福岡県中小企業のM&Aによる事業承継支援補助金交付決定通知書」の通知を受けた中小企業者等をいう。
- (4) 「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者並びに商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者をいう。

(交付の目的)

第3条 県補助金は、事業譲渡や事業譲受を希望する中小企業者等のM&Aに要する経費を県が支援し、事業譲渡や事業譲受をした中小企業者等の自己負担を軽減することで、一層のM&Aの実現を促進することを目的とする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 県補助金の補助対象経費は、補助事業者が支払うM&Aに要する経費（以下「補助対象経費」という。）とし、福商の会頭は予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及び補助率、上限額は別表のとおりとする。

(交付申請及び交付決定)

第5条 県補助金の交付を希望する中小企業者等は、様式第1による「福岡県中小企業のM&Aによる事業承継支援補助金交付申請書」に必要書類を添えて、福商の会頭に提出しなければならない。

2 福商の会頭は、前項の規定による「福岡県中小企業のM&Aによる事業承継支援補助金交付申請書」の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、様式第2による「福岡県中小企業のM&Aによる事業承継支援補助金交付決定通知書」を中小企業者等に通知するものとする。

3 福商の会頭は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

- 4 第1項の規定による交付申請書を受領してから、当該申請に係る第2項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、前条第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げようとするときは、速やかにその旨を福商の会頭に届け出なければならない。

(変更等の承認)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3により福商の会頭に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付目的に反しない事業内容の変更である場合を除く。

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 福商の会頭は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助金交付の条件)

第8条 補助事業者が補助金の交付を受けるためには、補助対象期間内に事業譲渡又は事業譲受の最終契約を締結しなければならない。

(実績報告及び補助金の額の確定)

第9条 補助金の交付を受けるにあたっては、補助事業完了日若しくは事業譲渡又は事業譲受に関する最終契約書の締結日のいずれか遅い日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の1月末日のいずれか早い日までに様式第4による「福岡県中小企業のM&Aによる事業承継支援補助金実績報告書」に必要書類を添えて、福商の会頭に提出しなければならない。

- 2 福商の会頭は、前項の規定による「福岡県中小企業のM&Aによる事業承継支援補助金実績報告書」の提出があったときは、審査のうえ補助金の額の確定を行い、様式第5による「福岡県中小企業のM&Aによる事業承継支援補助金に係る額の確定通知書」を補助事業者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による実績報告書を受領してから、当該実績報告に係る前項による補助金の額の確定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(補助金の支払)

第10条 県補助金は、精算の方法により支払うこととし、補助事業者は、福商より様式第5による「福岡県中小企業のM&Aによる事業承継支援補助金に係る額の確定通知書」を受領したときは、速やかに様式第6による「福岡県中小企業のM&Aによる事業承継支援補助金精算払請求書」を福商の会頭に提出しなければならない。

- 2 福商の会頭は、前項の提出を受けた場合には、提出された書類の審査を行い、適当と認めるときは、前条第2項において確定した額の補助金の精算払を速やかに行うものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 福商の会頭は、第6条による申請の取下げの届出がなされた場合、第7条による中止若し

くは廃止の申請がなされた場合又は福商の会頭が別に定める期日までに県補助金が請求されなかった場合には、第5条第2項の交付の決定を取り消すことができる。

（県補助金の返還期限）

第12条 規則第17条第1項及び第2項に規定する返還の期限は、当該返還命令の日から20日以内とする。

2 前項の県補助金の返還期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.75パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助事業において取得した個人情報の取扱い）

第13条 補助事業者は、補助事業によって取得した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 補助事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1）個人情報を第三者（補助事業の目的の範囲内で、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

（2）個人情報について、補助事業の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定め、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 補助事業者は、個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、福商の会頭に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告し、福商の会頭の指示に従わなければならない。

5 補助事業者は、個人情報以外に、自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱うこととする。

（補助事業の経理等）

第14条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して補助事業の収入及び支出額を記載し、県補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の収支額について、その収支内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了（補助事業の廃止の承認を受けた時を含む。）の日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。また、福商の会頭から要請を受けたときは、その写しを提出しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第15条 補助事業者は、第5条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を福商の会頭の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（その他必要な事項）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、福商の会頭が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 2 5 日から施行する。